

二〇一八年十一月十五日　　於エル・おおさか

公益社団法人 日本河川協会主催　大阪の河川を愛する会共催
第一九八回　河川文化を語る会

豊臣秀吉・大坂城・大坂の陣と河川

大阪城天守閣　館長　北川　央

- 1　淀川と大和川
- 2　大坂城の立地
- 3　豊臣秀吉の淀川改修事業
- 4　豊臣秀吉の事績と出自
- 5　大坂冬の陣　淀川の水をめぐる攻防戦
- 6　大坂の陣　分裂する村落

（史料１）『信長公記』

抑も大坂は凡そ日本一の境地なり。其子細は、奈良・堺・京都に程近く、殊更に淀・鳥羽より大坂城戸口まで舟の通ひ直にして、四方に節所を抱へ、北は賀茂川・白川・桂川・淀・宇治川の大河の流れ幾重共なく、二里・三里の内、中津川・吹田川・江口川・神崎川引廻はし、東南は尼上が嵩・立田山・生駒山・飯盛山の遠山の景気を見送り、麓は道明寺川・大和川の流に新ひらきの淵、立田の谷水流れ合ひ、大坂の腰まで三里・四里の間、江と川とつゞいて渺々と引きまはし西は滄海漫々として、日本の地は申すに及ばず、唐土・高麗・南蛮の舟海上に出入り、五畿七道集りて売買利潤富貴の湊なり。隣国の門家馳せ集まり、加賀国より城作を召し寄せ、方八町に相構へ、真中に高き地形あり。爰に一派水上の御堂をこうくと建立し、前には池水を湛へ、一蓮託生の蓮を生じ、後には誓ひの舟うかべ、仏前に光明を輝やかし、利剣即ち是の名号は、煩惱賊の治め、怨敵仏法繁昌の靈地に在家を立て、薨を並べ、軒を継ぎ、福祐の煙、厚くと遍す。此の法を尊み、遠国波島より、日夜朝暮、仏詣の輩、道に絶えず、

（史料２）『柴田退治記』

秀吉は摂津の国大坂において城郭を定む。かの地は五畿内の中央にして、東は大和、西は摂津、南は和泉、北は山城。四方廣大にして、中に巍然たる山岳なり。麓を廻る大河は淀川の末、大和川流れ合ひて、其の水即ち海に入る。大船小船、日々岸に着く事、数千万艘と云ふ事を知らず。平安城へは十余里、南方は平陸にして、天王寺・住吉・堺津へ三里余り、皆、町・店屋・辻小路を立て続け、大坂の山下となるなり。五畿内を以て外構へとなし、かの地の城主を以て警固となすものなり。故に、大和には筒井順慶、和泉には中村孫平次、摂州には三好孫七郎秀次、茨木には中川藤兵衛秀政、山城の槇島には一柳市介直末、洛中洛外を成敗するところは半夢斎玄以なり。若年より知恵深くして、私曲無し。秀吉これを知るに依つて、奉行に定むるものなり。若し又、法度の外、理非を決断せざる事これあらば、則ち、秀吉糺明するものなり。唯今なすところの大坂の普請は、先づ、天守の土台なり。其の高さ莫大にして、四方八角、白壁翠屏の如し。良匠繩墨を以

て、斧斤を運らすと雖も、焉に過ぎず。三十余か国の人数、近国遠郷に打ち散じ、陸地舟路より、大石小石集め来たるもの、群蟻の埒に入るに似たり。寔に古今奇絶の大功なり。皆人、耳目を驚かすのみ。諸国城持の衆、大名・小名、悉く大坂にあり。人々、築地を構へ、簷を連ね、門戸を双ぶる事、奇麗莊嚴を尽くすものなり。此の先、権を争ひ、威を妬む輩、意の如く退治せしめ、秀吉一人の天下となる事、快なるかな。これ、併しながら、武勇智計の致すところなり。寔に国家太平、此の時なり。仍つて、忝くも、今上皇帝歡感斜ならず、これがために、朝日を早くし給はざるなし。摂家清華を始め、諸卿百官并に三管領、四職、其の外、所々の国司、各来往して随逐せざるの人なし。風雅の興、茶の湯の会、日日の楽遊、枚挙に遑あらず。弥、政道を専らにし、人民を撫育するにおいては、千秋長久の濫觴に非ずや。至祝万幸。

（史料３）文禄四年付六月九日付　豊臣秀次宛

豊臣秀吉朱印状

芳札并生駒内膳被差越候、誠懇意令祝着候、此辺大水にて八ヶ所堤切無正駄候、然者爰許為見廻可有下向之由書状相見候へとも右之姿にて候条無用候、近日至而伏見期面之時候、恐々謹言

六月九日　秀吉（朱印）

（史料４）『言経卿記』文禄四年六月七日条

七日、戊申、雨、洪水、大雨、
一、与八ヨリ知人―絶死気付薬所望、一包遣了、次四条殿罷向了、次洪水見物ニ罷出之處ニ、路次ニテ与八知人―所へ呼之間罷向了、診脉了、

（史料５）『当代記』慶長元年二月条

慶長元年丙申、伏見御普請として、二月諸國衆上、河内國堤関東衆築之、

（史料６）『家忠日記追加』慶長元年正月十六日条

慶長元年、丙申、正月十六日、伏見ノ城ヲ修スル時、河内堤ハ東國ノ人夫是ヲ築ク。

（史料７）『武徳編年集成』慶長元年正月条

慶長元丙申年正月、小。中旬、秀吉、東國ノ諸侯ニ命シ、河内堤ヲ築カシメラルト云々。

（史料８）文禄五年六月十三日付

安国寺恵瓊・福原広俊連署状

摂州堤町場過上分付立
壹萬五千貳百八拾壹間之中
但のひこ之究候町場也
右之内
四千間於ニ山崎ニ吉川殿御仕候
但千六百四十七間之過上也
以上

六月十三日

安國寺判
福式少判

（史料9）文禄五年六月十二日付 吉川広家宛
安国寺惠瓊・福原広俊連署状

摂州堤千六百間御過上之分被_レ仰付_二、可_レ有_二御馳走_二之旨、即遂披露_一候。御太儀之段被_レ成_二御祝着_一候由、自_二両人_一能々可_レ申之御意候。猶桂左へ令_二演説_一候。
恐惶謹言

六月十二日

惠瓊 判

廣俊 判

廣家様

人々御中

（史料10）文禄五年八月十日付 吉川広家宛 増田長盛書状

如_レ仰今度之大地震、大風雨打続、無_二正躰_一候。就_二其堤御普請之儀、無御油断_二之由尤存候。将又鉄百駄被_レ懸_二御意_一候。御懇意之至難_二申盡_一候。委曲御使者へ申渡候間、不_レ能_二巨細_一候。恐惶謹言

増 右

八月十日

長盛 判

廣家様

御 報

（史料11）「吉川家譜」慶長元年二月条

慶長元年丙申二月、秀吉ヨリ輝元公・隆景公・廣家公へ大坂ヨリ伏見迄、左右ノ堤経営ヲ命セラル。廣家公自身勤玉ヒ、普請奉行ニハ松岡安右衛門・二宮兵介ヲ差出サル。

（史料12）『駒井日記』文禄二年十二月二日条

一尾州国中八郡 大閣様御奉行被遣、并関白様御添上使被遣書立

一海東郡

大閣様御奉行 木下与右衛門

関白様御奉行 桑原勝太

瀧川彦次郎

一智多郡

竹中源介

国友久佐

佐久間甚四郎

（中略）

一関白様被遣候八人之衆ニ一紙申付覚

一今度尾州八郡之内御奉行罷越候付而、勿論目賄可仕事

（中略）

一大閣様御前ニ而尾州国中御置目等覚書山橋内越写

（山中長俊）

一為郡奉行御上使被遣事

一在々荒地子細言上候事

一夫役三年御免許事

一正月十五日中惣国罷出、堤普請之事

付飯米可被下 事

一上使自賄たるへく候、然間御扶持馬飼被下候事

一代物十貫文宛被遣候、於在々百姓ニ餅酒可被下 事

一地下人迷惑之儀 一々可申上候、上様御生国候間、別而不

便ニ被思召候事

一奉公人ニ罷出者事

一三年之間 上様御代官被成候て、諸給人役儀も半役ニ可被

仰付事

一陰陽師共在々江可被遣事

（史料13）『駒井日記』文禄二年十二月十四日条

一大閣様午刻より大坂江御船ニ而被成 還御

一尾州之御帳面御条数彼是民部法印を以、重而被 仰出

（中略）

一高頭之知行取者、来年正月より在尾州仕、堤之際ニ小屋をかけ有之ハ、堤之普請可仕候事

一百姓も正月より其月中ニ堤つくへし、割符を請取、情を出し普請可仕、則百姓ニハ兵糧を可被下 事

一清須之町江在々より越候而、居住百姓共相改、前々在所江還住可仕 事

一尾州之百姓小者ニ成候而、方々ニ有之分相改、本之在所へ可召返事 一荒地分おこし候百姓ニ、其年之物成一円ニ可被下、然上毛付分を悪敷作成候ハ、可為曲事事

一百姓親子并親類家一ニ世帯不可住、別々ニ家を作可有之事

一算置共ハ荒地之在所江させ、荒地をおこし、其物成其年一年之分を一円に被下、翌年よりハ如置目、年貢可致執沙汰事

（以下略）

（史料14）『駒井日記』文禄三年三月十一日条

（三好吉房） 三位法印様江為 御詮申遣書状案文

一為 御詮致言上候、仍尾州荒地分ニ被遣候所々陰陽師之事、時分柄

御座候、所々より罷下候陰陽師共ニ尾州荒地被_二御覽被成御割符、

陰陽師在々へ被遣候得与 上意候、然間荒地之所々大破小破之所

被聞召届、其内過半者清須近之荒地、又者 大閣様御成之刻

切々被成 御覽候所へ、専ニ陰陽師被遣候へと被仰候、左様之段能

様可被成御計候間、京都・堺・大坂右三ヶ所之分者民部法印江被

成御尋候処、如此由、以書付被申上候

一百九人

京之陰陽師

一拾人

堺南北より

一八人

大坂より

合百貳拾七人

右之通はや其地江被下、御請取被成由被聞召候、左様ニ御座候哉、

何茂所々国々より其地江罷下、被成御請取候、陰陽師悉荒地江御

割符可被成旨 上意候、今度堤普請惣奉行として徳永法印已下被

仰付候、左候得者荒地分之所々徳永法印可為案内者候間、則徳永

法印被_二為_二遂御相談可被成御割符旨被_一 仰出候、徳永方江茂右之

趣三位法印様へ可得御詮旨為 上意申遣候、被成其御心得可被仰

付旨候、猶以時分柄之儀候間、早速陰陽師可被成御有付旨、宜預

御披露候、恐々

三月十二日

駒井中務少輔重勝

三輪八藏殿

勝田六藏殿

（史料15）『言繼卿記』 天文二十年正月五日条

五日、甲午、天晴、天一天上、（中略）○自禁裏千秋萬歳に可参之由有之間、午時参内、被参之輩新大納言、予、長松丸、重保朝臣、公遠、邦富、源為仲等也、今日北畠之千秋萬歳参、曲舞和田酒盛、次こし越、次ゆり若少等也、次於長橋局吸物にて一盞了、當年始也、

（史料16）『信長公記』 卷六

八月廿七日、夜中に、羽柴筑前守、京極つぶらへ取り上り、浅井下野、同備前父子の間を取り切り、先ず、下野が居城を乗つ取り候。爰にて、浅井福寿庵、腹を仕り候。さる程に、年来目を懸けられ候鶴松太夫と申し候て、舞をよく仕り候者にて候、下野を介錯し、さて其の後、鶴松太夫も追腹仕り、名与是非なき次第なり。羽柴筑前守、下野が頸を取り、虎御前山へ罷り上り、御目に懸けられ候。（以下略）

（史料17）『浅井三代記』 第十八

浅井下野守久政切腹の事
去程に信長卿は小谷の北方を取かへし不_レ斜よろこひ浅井は城を枕とし腹を切へきと覚悟をす多けると見えたり（中略）軍兵共塀に手をかけ乗込く_レひたく_レと打入ければ下野守は井口越前守をめされ今しはらく雑人の立いらさるやうに防きたひ候得腹切へしと被_レ仰ければ井口越前守赤尾與四郎千田采女正承候とて走廻防ける下野守は盃いたせ福寿庵と被_レ仰ければ日比たしなみ置たる小筒を取出す久政盃を取上させたまふ所に森本村鶴松太夫と申舞まふ者候ひけるか進出て申ける我身不肖成者とはまふせとも御なされ深くしていつも御相伴ははつれ不_レ申候今何そはつれ可_レ申候やとしやくに立ける久政盃三度迄かたふけ福寿庵にさしたまへは福寿庵鶴松に盃をとらせけるさて久政腹を切たまへは福寿庵介錯して其刀にて福寿庵心元に指立れば鶴松介錯をして我等は同じ座敷にては恐れありとて一段下の椽へ飛下り腹かき切てうせにける脇坂久左衛門も久政の御とも心かけて居たりけるに敵城中へ乱れ入をしはし防きて居たりけるか久政御自害を無_レ心元_一おもひ内へかけ入見てあればはや御自害と聞己も腹をかき切御供をまふしける

（史料18）（年未詳）十一月二十八日付 島四郎左衛門尉宛

鶴松太夫判物

尚々久政御女房衆より織板物壹端被遣候。其心得可申由候。其以来者不申入候。背本意存候。仍從野州三種二荷被遣候。御肴無之候得共、御案内之驗迄候。旁自是可申述候。恐惶謹言

十一月廿八日 鶴松太夫（花押）

島四郎左衛門尉殿

人々御中

（史料19）（年未詳）三月二十七日付 もりもと大夫中宛

羽柴秀吉判物

森本舞々大夫并陰陽之大夫共之事、人夫等之義令免許候、若此一在所之内、或侍衆、或百姓等、雖為一人相拘ニをいてハ、任請状之旨、可加成敗者也

三月廿七日 秀吉（花押）
もりもと大夫中

（史料20）（年未詳）十月二十一日付 森本村大夫中宛

彦坂元正判物

其伊香郡森本舞之大夫並陰陽大夫共之事、人夫等之儀令免許之由、先如御判形相違有間敷候。只今次目之御朱印申成可相渡候へ共、取籠之時分候間、其内之為手形如此候。仍如件。

十月廿一日 彦坂小刑部

元正（花押）

森本村

大夫中

（史料21）『太閤素生記』

太閤素生之事

一尾州愛知郡ノ内ニ上中村中々村下中村ト云在所アリ秀吉ハ中々村ニテ出生

（中略）

一父ハ木下弥右衛門ト云中々村ノ人信長公ノ親父信秀織田備後守鉄炮足輕也爰カシコニテ働アリ就夫手ヲ負五體不_レ叶中々村へ引込百姓ト成ル太閤ト瑞龍院ヲ子ニ持チ其後秀吉八歳ノ時父弥右衛門死去
一秀吉母公モ同国ゴキソ村ト云所ニ生レテ木下弥右衛門所へ嫁シ秀吉ト瑞龍院トヲ持木下弥右衛門死去之ノチ後家ト成テ二人ノ子ヲハグハミ中々村ニ居ル

一信秀織田備後守家ニ竹阿弥ト云同朋アリ中々村ノ生レノ者ナリ病氣故中々村へ引込ム所ノ者はヲ幸ニ木下弥右衛門後家秀吉母ノ方へ入ル、其後男子一人女子一人秀吉ト種替リノ子ヲ持ツ兄男子秀利幼名小竹後羽柴素濃守後大和納言是也女子ハ 大権現宮へ被嫁参州岡崎へ御輿入ル三年過御死去右之段世間ニ不_レ知レ之秀吉ヲ竹阿弥子ニテ幼名ヲ小竹ト云々又日輪母ノ懷中へ入ト夢ニ見テ懷人シタル子ナレハトテ幼名日吉丸ト云説モ有リ二名共ニ不_レ信大和納言幼時竹阿弥子タルニ依リテ小竹ト云シト後所ノ者物語聞之

（中略）

一太閤十六歳天文二十年辛亥春中々村ヲ出ラレ父死去ノ節猿ニ永樂一貫遺物トシテ置ク此錢ヲ少シ分ケ持テ清洲エ行下々ノ木綿ヌノコヲヌフ大キ成ル針ヲ調へ懷ニ入先鳴海迄来テ此針ヲ與テ食ニ代ル又針ヲ以テ草鞋ニ代ル如_レ此針ヲ路次ノ便トナシテ遠州浜松へ来ラル浜松ノ町ハヅレ牽馬ノ川ト云辺ニ白キ木綿ノ垢ツキタルヲ著テ立廻ラル

一其比遠江浜松ノ城守ハ飯尾豊前ト云テ今川家ノ幕下ノ者ナリ又近所久能ト云所アリ松下加兵衛ト云者小城ノ主ナリ是モ今川ノ幕下ナリ故ニ久能ヨリ浜松エ至ル道ニテ猿ヲ見付異形成ル者也猿カト思へハ人々カト思へハ猿ナリ何国ヨリ来ル何者ゾ聞ケト人ヲ以テ問猿カ云吾ハ尾張ヨリ来レリト又問幼少ノ者ノ遠路何事ニテ是迄来レルト云奉公望ニテ来レルト云立版テ加兵衛ニ此旨ヲ告ル加兵衛笑テ吾ニ奉公スヘキカト又聞ク畏ル由申夫ヨリ浜松エ連行豊前ニ対シ加兵衛力云道ニテ異形成ル者ヲ見付タリ猿カト見レハ人人力

ト見レハ猿ナリ御覽アレトテ召出ス豊前カ子共幼キ娘ナト出テ是ヲ見ル又カタハラノ者ナト是ヲ見テ笑皮ノ付タル栗ヲ取出シテ與之口ニテ皮ヲムキ喰口本猿モトニ均シ夫ヨリ此方彼方ト愛セラレ或ハ古キ小袖ヲ得絹紬ノ衣裳ヲ得沐浴ナトサセ袴ナト著スル（以下略）

（史料 22）『甲子夜話』卷五十九

町奉行与力某が持ぬし歌舞伎の願書あるを写置たり。さしたる者ならねど、畢業ながら其始も知るべく、又当時賤伎輩の事実も観るべければ、茲に書つく。

乍レ恐以書付二奉二願上一候

一、深川八名川町源助店、堺町狂言座勘三郎奉申上。私初代勘三郎儀、其生国尾州愛知郡中村之産に有レ之候处、乍レ恐東照大権現様御入国之節、人夫役被仰付二奉御供一、夫より御当地に住居仕候处、大猷院様西御丸御地築之節、きやりおんど被仰付、尚又あたけ丸伊豆国御出船之砌、御船歌是亦被仰付、其節為御拝領二金之ざい、錦之陳羽織被二下置一、難レ有頂戴仕、今以私家之重宝といたし、所持仕候。もつとも尤 寛永元甲子年二月十五月初而於中橋おやぐら御櫓蒙御免、男歌舞伎芝居興行被仰付、明暦二酉年御当地大火之砌、上京仕候处、禁中様被レ為召、猿若之所作事仕、則為御褒美二上げ卷之劔并明石名被レ為付被二下置一、難レ有御請奉り、右劔今に私家に所持仕候。（以下略）

（史料 23）『慶長見聞書』五

（慶長十九年）十二月八日、御着陣前二、出口村之間之堤を大坂切、淀川を流し入、通路を留申候間、伊奈筑後為奉行、美濃衆二被仰付、此所をうめ立申候、美濃衆ハ松平和泉子、稲葉内匠、遠藤但馬、竹中丹後、稲葉右近、平岡牛右衛門、妻木玄蕃、遠山勘右衛門、小里助右衛門、大嶋等、高木等也、福島備後衆相加、うめたて申候、

（史料 24）『譜牒餘録』四十一

慶長十九年十月、大坂陣之時、（松平）乗寿応召而、一條御城に到り、美濃衆稲葉内匠頭、遠藤但馬守、竹中丹後守、稲葉右近、平岡牛右衛門、大嶋一黨、高木一黨、妻木玄蕃助、遠山勘右衛門、小里助右衛門、此等之組頭被仰付之、御先手枚方江可参旨依上意、赴彼地也、着陣以前に、大坂之兵出口村の堤を堀て、淀川之水を湛、人馬之通路を塞く、乗寿首長として、是を可埋立旨蒙命、伊奈筑後守奉行にて、福島備後守人夫を差加、右之切渡を築立在陣仕候、

（史料 25）『三川記』十三

扱京海道狭田ノ宮ノ堤ツキ立テ通路宜カレハ、城ノ為ニハ要害アシク候、是ヲ切テ水ヲ落サハ、東一方ハ手アキタルベシトテ、根来ノ正徳寺ニ二百余騎ヲ添テ遣シケル、大御所兼テヨリ、堤ヲ切事アルヘシト思召シ、美濃國勢ヲ平方ヘ遣シ、堤ヲ守護セシム、折節鉄砲者二百計堤ノ番ニ居ケルカ、大坂勢ト寄せ合セ、堤力ケヲ土手ニトツテ、鉄砲ヲ打カケタリ、大坂勢ハ、騎馬多・鉄砲少カリケレハ、打立ラレ、堤ヲ切マテモナク、這々引退ク處ヲ追掛、六七騎討取、京都ヘ注進ス、大坂勢是ニコリテヤアリケン、此口ヨリ一人モ出ル者ナケレハ、此手ノ寄手ハ心安ク押入タリ、三万ノ口ニテ、大坂勢一度モ利ヲ得サレハ、

行末ハカカラシト危メリ、

（史料 26）『鍊番塵蓋鈔』（『朝野舊聞哀稿』七百十四所引）

大坂方京街道八幡牧方佐田ノ宮の堤を経て行路自由す、此堤を切落時は城外に水溢れ、寄事難成手立也、松平下総守、本多美濃守、勢美之兵を催し、鉄炮二百挺牧方に押寄、堤の上に備ふ、伊奈半十郎も来陣す、大坂方妨之、伊勢組の兵迫立首六七打取、手初の高名なり、

（史料 27）『三河物語』

市正は家康のかたん（加祖）を申候へば、市正を御成敗あれと申に付而、市正は（吹田）すあたへ引除ける。さてはむほんにおゐてうたがひなしとて、東は出羽・奥州・関東八ヶ国・東海道・五畿内、西は中国・四国・九国、北は加賀・越前・能登・越中・越後、日本に無二残所一大坂へ押寄ける処に、大坂寄は河内・摂津国の堤ツミをきりて、水をはゞませ、道をあしくしたりければ、家康・秀忠御親子様は都を御出馬あつて、諸せい（家康）は奈良口を法隆寺・道明寺・平野へ出させ給ひて、相国様はすみ吉に御陣の取せ給ふ。大將軍様は平野に御陣を取せ給ひて、岡山へ御陣を取よせ給へば、相国様は住吉より天王寺へ御陣のよせさせ給ひて、茶（番）うす山に御陣の取せ給へば、諸勢いは城を取まく。

（史料 28）『駿府記』慶長十九年十一月十九日条

十一月十九日、已刻幕下、於大御所御陣所住吉渡御、御对面、大坂絵図本多佐渡守、同上野介、藤堂和泉守、安藤帯刀、成瀬隼人召御前、御評定移刻、兎角於淀川鳥養邊、摂津地切落、其上堰留之、可然之由被仰付、其上天満口、千波口、天王寺口、自四方一度ニ可攻由評定相究、土俵葺声可取由被仰付、土俵二十万、二箇國早速可出之旨被宛幕府御相伴、大御所被召上御膳

（史料 29）『大坂冬陣記』

十一月十九日、將軍家渡御住吉、本多佐渡守、酒井雅楽助、土井大炊助、安藤対馬守、伊井掃部被下為御供、両御所御談合、申刻還御平野、二十五日、為築鳥飼堤、課諸大名、採蘆荻、此堤築断、則天満河皆竭云云、

（史料 30）『大坂御陣覚書』上

十一月廿五日、伊奈備前に被仰付、苜荻を刈集、春日井堤を築切、水の中津川へ落、天満川を干可申之旨被仰付候、

（史料 31）『武徳編年集成』七十

十一月十八日、井伊、藤堂、越前ノ猛勢、天王寺表敵城之黒門ニ迫リ、其餘モ惣構ヲ去ルコト数町ニ過ス、惣攻アリテ、外郭ヲヤフリ玉フヘキニ決シ、天満川仙波筋ノ川水ヲ乾シ、歩渡リニセシ為ニ、淀川ノ流レヲ、新庄村ヨリ鳥飼ノ邊ヘ堀通シ、新庄ノ端ニテ、北中ノ島ノ間ナル川口ヲ堰留、淀川ノ流レヲ北ヘ落シテ、天満川今橋筋ノ川水乾カハ、土俵蘆茅ヲナケ入、歩涉リニシテ、惣郭ヲ攻破ルヘシトテ、摂河西国ヨリ、土俵数十萬餘、蘆茅ノ類悉ク運送スヘキ旨ヲ觸促シ玉フ、

（史料 32）『続武家閑談』十五

仰に依て、藤田能登守申上候は、淀川を切違へ、神崎川、中津川へ落し、其川下に乱杭をふり、土俵木石をもつて水をせき候ハヽ、天満川浅く成て、味かた仕寄自由成へしと申上、依之伊奈筑後守に命せられぬ、

(史料 33) 慶長二十年二月十七日付 大野治長宛
大道村惣右衛門等中島中連署訴状写

今度大坂へ籠城不仕、けつく敵方へ参忠節仕 秀頼様へ曲事仕候条々一、大道村太郎左衛門ハ松平周防殿へ参候て、中嶋之絵図を仕、方々へ上申、其上中嶋へ之案内者を仕、よせ衆二河之瀬をおしへ申引こミ仕候、其忠節仕候故ニ中嶋中ニ太郎左衛門家一間迄残り申事其かくれ無御座候事

一、国嶋之う右衛門ハ日比野半右衛門ニ馬を出し、其上有馬玄蕃殿へ参申候事

一、福嶋村之藤次郎右衛門・善右衛門・助右衛門ハ大坂より銀子・鉄鉋を取申候而走申候事

一、佃田村之孫右衛門ハ日比野半右衛門・河路五兵衛両人之荷物を探り申候、又市正殿御のき候時も舟共馳走仕候、又市正殿衆をころし申候時もつく田村之者共ニ、いで申候ハヽ曲事と申付候事

一、本庄村之市兵衛ハ大坂より銀子鉄鉋を取申候てはしり申候事
右七人之庄屋とも対 秀頼様江重々段々曲事を仕候間、中々在所へなをし申間敷候、我等二庄や被仰付、あとしき可被下候、若七人のものとも在所へ御なをし被成候は、我等ハ在所へなをり申間敷候、此由殿様へ被仰上候而可被下候、為其如此申上候、以上

慶長廿年

二月十七日

大道村ノ	惣右衛門
同	源右衛門
同	忠左衛門
しゆく村	市右衛門
同	与左衛門
同	藤右衛門
国嶋ノ	大郎右衛門
同	宗右衛門
橋寺村ノ	与兵衛
天王寺庄ノ	三郎左衛門
同	藤右衛門
同	宗左衛門
同	市介
三番村ノ	助一
同	二郎左衛門
同	甚太郎
同	宗助
同	惣兵衛
福嶋村ノ	道場坊主
同	久左衛門
本庄村ノ	甚兵衛
同	弥左衛門
つく田村	長三郎

大野修理様

(史料 34) (慶長二十年) 中島太郎左衛門訴状写

(端裏) 「中嶋之太郎左衛門」

乍恐言上仕候

中嶋之内大道村宗右衛門曲事仕候條々

一、去年大坂御むほん二付て、とかく京・八幡へ立のき可申と彼宗右

衛門と色々談合相究申、則去年十月ニ同心仕立のき申候処ニ、江口ノわたりにて宗右衛門申候ハ、とかく大坂へ籠城可仕と俄ニ談合をちかへ申候間、我等兎角之返答不仕、いつれニもめんく分別次第と申、我等ハ其まゝ舟二乗申、則 上様御知行之内宗内近所迄其夜ニ罷のき申候、然ハ宗右衛門ハ返付、あくる日大野修理殿へ参候て、太郎左衛門こそ曲事を仕、敵地へ走こミ申候間、太郎左衛門跡職被下候ハヽ、一かと精を出し、丁場をも相抱可申之由大野修理殿へ慥ニ請相仕、則拙子跡職を申請、道具以下迄不残宗右衛門取申候御事一、我等召連候て立のき申候百姓を、江口之わたりにて中々のかせ申間敷とてきり申候を、にけ延申候へハ後よりなぐり申候て、足之こふらをよこ様ニきり申候、是も宗右衛門申付候て可仕候

一、宗右衛門籠城にて大将仕候故、御ほうびとして銀子五百目取申候、又なかしの金子も壹枚取申候

一、我等舟を一艘取申候て、于今戻不申候

一、去年十二月ニ大坂御和談と被 仰出候ニ、当年三月四日迄大坂ニ詰申、終ニ我等を在所へなをし不申候、其上宗右衛門、森口屋又兵衛を頼、我等事を両度まで秀頼様御前にてさゝへ申候故、弥拙子曲事と被仰出候事

以上

次申上候、立のき申候百姓ニも先在所へなをり候へと大野修理殿より御申付候ニ付て、又く宗右衛門いたつらを仕候御事

一、太郎左衛門毎年小百姓手前ニ御未進米仕候を、我等米をかし申、公儀へ相済申候、然ハ此かし米を一粒一錢なさせ申間敷と小百姓ニ申きかせ、此上ハ太郎左衛門縦公儀より在所へなをり申候共一人も出入仕など堅申付候、然処ニ拙子少々間在所へなへを仕付ニ参候へ共、小百姓右之申合にて一人も我等所へ参不申候、其上我等作り置申候麦をも宗右衛門うし・馬ニ皆々くわせ申候

一、我等田地先年より小百姓共ニ下作ニ預^{あて}ケ置申候を、此下作を作り申候へハ太郎左衛門所へ出入仕候間小百姓ニ壹ケ所も作り申など申付、いまニ荒シ置申候、よの百姓作り可申と申候も、宗右衛門おさへ申候てつくらせ不申候、か様のいたづら仕候、然ハ^{わざとたくミ申候て}御年貢米ハ態不作仕候間、御年貢米ハいつものことく二取可申由主く二堅申渡し置申候、誠以大事之御田地を宗右衛門一人のわざにて荒させ申候事曲事と□^{仕候御事}御事

一、我等抱之葭嶋へ葭をかりニ遣申候へハ、宗右衛門義我等ものを散々ニちやうちやく仕候、そのミならず舟まで惣右衛門うちわり申候一、最前上申候大野修理殿への目安之くわたても、彼宗右衛門大坂ニ宿をかり、惣中之百姓をよひまわし、則宗右衛門所にてことく連判させ申候、残る百姓ハ早々在所へ立かへり、耕作之用意仕候ニ、彼目安を上申候もの共ハ三月四月まで大坂ニ詰申立のき申候、我々七人の庄屋をきらい申候御事

右申上ことく宗右衛門と申もの義、事□申候、とし罷より、殊隠居之身として万事ニ付ていたづらの大将仕候ニより、最前も言上仕候立のき申候中嶋之庄屋七人きらいものニ成申候内六人ハはや其あいてくをおいはい、又ハ存分ニ仕候、左様ニ御座候へハ我等一人まで存分ニも不仕候、彼惣右衛門色々曲事共仕候間、御成敗も可被成と奉存申上候キ、右申上通乍憚被上聞召、いか様にも被仰付候て被下候ハ、誠以有難可奉存候、立のき申候百姓ハ此 御代を相待申候ており申候ニ付て、か様二年恐御なけき申上候、以上

(史料 35) (慶長二十年) 五月十五日付 安藤重信宛
酒井忠世・土井利勝連署状

以上

急度申入候、仍而南中嶋・北中嶋之庄や卯兵衛・大郎左衛門去年御取合之時分より彼地をたちのき御味方地ニ罷在候、早々罷帰候而百姓をも有付申度由申候間、右通可被仰付候、委曲両人之者口上三可申入候間、不能詳候、恐々謹言

五月十五日 土井大炊助 利勝 (花押)
酒井雅楽頭 忠世 (花押)

安藤対馬守殿
人々御中

(史料 36) (慶長二十年) 七月十日付 本多正信宛
松平康重書状

(端裏書) 「 松周防 康重 」

一書令啓上候、仍中嶋之太郎左衛門此中散々相煩申ニ付而、御見廻も不申上由申候、然者彼者御忠節申上ものゝ儀ニ御座候間、少理を御付被成候様ニ奉任存候、様子之儀者大郎左衛門口上ニ可申上候、尚面上ニ可得貴意候、恐惶謹言

七月十日 康重 (花押)

(史料 37) (年未詳) 九月十七日付 稲葉紀通宛
酒井忠行書状写

猶々、万事可然様ニ頼存候、以上
未申通候へ共一書申入候、然者中嶋太郎左衛門尉儀、雅楽頭所へも、拙者所へも切々出入仕、別而懸目候者之儀候条、万事之儀奉頼候、恐々謹言

九月十七日 酒井阿波守
忠行

稲葉淡路様
人々御中

(史料 38) (年未詳) 十月一日付 酒井忠行宛
稲葉紀通書状

猶々、御状之通相心得存候、以上
貴札忝存候、仍中島村太郎左衛門尉義被仰下候、得其意存候間可御心安候、何様期面上之時候、恐々謹言

十月朔日 稲葉淡路守

□ (花押)

酒井阿波守様

御報

《参考文献》

- 市川秀之「オワリ衆の伝承を追って―近世の池溝築造技術者集団―」
『近畿民俗』 125)
- 岡本良一『大坂冬の陣夏の陣』
- 北川 央『大坂城と大坂の陣―その史実・伝承』
- 北川 央「伊勢大神楽―その成立をめぐる―」(横田冬彦編『シリーズ近世の身分的周縁2 芸能・文化の世界』所収)
- 北川 央「陰陽師と芸能」『大阪人』 5615)
- 北川 央「新収蔵資料紹介」1102 豊臣秀吉朱印状 (文禄四年) 六月九日付 関白宛」『大阪城天守閣紀要』 31)
- 北川 央「水を治めた人々 其の一 豊臣秀吉」
『Levee you you』 50)
- 北川 央「大坂城・秀吉と歌舞伎・中村座」『十月大歌舞伎 大阪平成中村座』プログラム)
- 北川 央「豊臣逆転の勝算あり! 天下人を決する戦国最大最後の戦い」
『歴史街道』 281)
- 北川 央「伊勢大神楽と南大阪―山本源太夫組・山本勘太夫組、そして伊藤森蔵組」『地域学研究』 2)
- 北川 央「豊臣秀吉・大坂の陣と歌舞伎の中村屋」『大坂の陣400年記念 大阪平成中村座』プログラム)
- 北川 央「秀吉の青年時代」(堀新・井上泰至編『秀吉の虚像と実像』所収)
- 北川 央・跡部信「平成8年度豊臣時代資料・史跡調査概報」『大阪城天守閣紀要』 26)
- 中 好幸『大和川の付替 改流ノート』
- 中 九兵衛『甚兵衛と大和川―北から西への改流・三〇〇年』
- 西田一彦監修 山野寿男・玉野富雄・北川央編『大和川付替えと流域環境の変遷』
- 服部英雄『河原ノ者・非人・秀吉』
- 二木謙一『大坂の陣』
- 舟橋武志『見た聞いた考えた 豊臣秀吉大研究』
- 宮本裕次「大坂の陣と周辺村落―地域社会における対立と領主権力―」
『大阪城天守閣紀要』 32)
- 山路興造『翁の座 芸能民たちの中世』
- 渡辺 武『図説 再見大坂城』
- 渡辺 武「新出の摂河絵図について」
『きょうどし いくの』 11)
- 渡辺 武「石川家蔵『摂河絵図』について」
『きょうどし いくの』 12)
- 『歴史群像シリーズ 「戦国セレクション」 激闘 大坂の陣』